

消費税軽減税率対策セミナー

～今すぐ対応しないと手遅れになる～

平成31年10月から消費税率が10%へ引き上げられるのに伴い、飲食料品や新聞など軽減税率の対象となる品目の消費税については8%が適用されることになりました。軽減税率対象品目の売上げや仕入れのある課税事業者の方は、税率ごとの区分を追加した請求書発行や経理処理が必要となります。一方で、免税事業者の方であっても、課税事業者に対して軽減税率適用商品を販売する場合は、対応が必要となります。あらゆる事業者の方にとって影響のある消費増税・軽減税率導入に向けて、注意すべきポイントやどのような対策を今から行うべきであるかを整理します。来年になってから慌てるのではなく、早めの対策で経営力を向上させましょう。経験豊富な税理士が分かりやすく、解説致しますので奮ってご参加ください。

- 日時 平成30年10月29日(月) 14:00～16:00
- 場所 廣瀬第2ビル地下1階会議室 ※公共交通機関ご利用ください。
(千代田区神田錦町3-19、東西線竹橋駅 徒歩2分 他)
- 講師 税理士法人グランサーズ 代表社員 公認会計士 税理士
笥 智家至氏

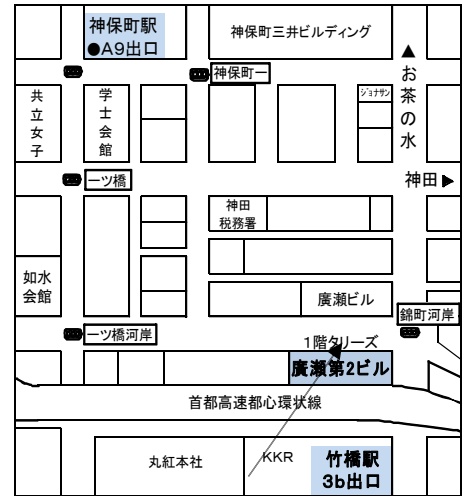
【講師略歴】

慶応義塾大学商学部卒。監査法人トーマツにて会計監査、株式上場支援、企業の経営改善支援に従事した後、平成24年寛会計事務所を開設し、その後法人化。税務会計顧問にとどまらず経営の改善・業績アップの支援を行う業務内容には定評がある。商工会議所でのセミナー実績多数。

- 内容
 1. 軽減税率制度の概要
 2. 消費税増税に伴う企業経営への影響
 3. 変更される請求書の保存要件について
 4. 複数税率に負けない経営力強化
- 定員 50名 (※先着順。定員になり次第、締め切り)
- 受講料 無料

○申込方法 以下の申込書欄に必要事項をご記入の上、以下の申込先までFAXにてお申し込み下さい。
※受講券は発行いたしませんので、当日は本申込書をご持参ください。

○お問合せ 東京商工会議所千代田支部 (担当: 横山 TEL: 5275-7286、FAX: 5275-7287)



千代田区神田錦町3-19
(1階がTully's Coffeeになっています)
※東西線「竹橋」駅(3b出口)より徒歩2分、
半蔵門線/新宿線/三田線「神保町」駅(A9出口)より徒歩5分、千代田線/丸の内線/半蔵門線/東西線/三田線「大手町」駅(C2出口)より徒歩5分

「消費税軽減税率対策セミナー」参加申込書 (10/29)

貴社名	TEL		—
	FAX		—
所在地	〒 —		
業種	従業員数		
参加者	氏名	所属・役職	
参加者	氏名	所属・役職	

※ご提供いただきました情報は本セミナーの運営資料として使用するほか、東京商工会議所からの各種情報のために使用場合がございます。
※今後このようなご案内が不要の方は、お手数ですがこのままご返信ください(Fax —)